

里親
体験記
里親：Tさん



今から8年前、私たち夫婦は一通りの研修を受けて、里親として認定・登録されました。登録から約1年後、コザ児童相談所から「5歳の女の子を預かってもらえませんか？」と電話をもらいました。それから何日か経って、5歳半の女の子と対面しました。今でもよく覚えています。その女の子はとても悲しい顔をしていました。私は涙が出そうになりました。とてもかわいそうに思えてならなかったからです。そのとき私は決心しました。「この女の子をきっと幸せにして、笑顔がきれいな女の子にしよう」と。今、その女の子は預かっている5名の女の子の中で一番笑顔がきれいな12歳の女の子に成長しています。



お問い合わせ先

- 県中央児童相談所 ☎ 098-886-2900
- 県コザ児童相談所 ☎ 098-937-0859
- (社) 沖縄県里親会 ☎ 098-882-5709

お問い合わせ 県青少年・児童家庭課 TEL：098-866-2174 FAX：098-868-2402

児童相談所が支援します
里親に登録すると、児童相談所が養育を希望する子どもを里親に紹介します。その後、里親と子どもの交流を図りながら児童相談所が相性確認を行い、適していると認められれば、里親に子どもの養育を委託します。
委託を受けた里親には子どもの養育費として、里親手当のほか、生活費、教育費などの費用が県から支払われます。また、所得税法上の扶養控除の対象になります。

健康的で明るい家庭が求められています
子どもの養育を委託するにあたって、その子どもが新しい地域になじみ、家庭的な生活を送れるようにすることがとても大切です。里親に望まれることは、子どもが大好きであることが大前提であり、健康的で明るい家庭であることが求められています。

「ファミリーホーム制度」ができました
正式には「小規模住居型児童養育事業」といいます。里親家庭等をひとつの小規模な施設とみなし、五人もしくは六人を定員として、子どもを養育する制度です。子どもの養育者には、一定以上の里親としての経験や児童福祉施設等で仕事をした経験が求められます。
県では、十月からファミリーホームの受け付けを開始します。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



里親とは
里親とは親の病気や離婚など、さまざまな事情によって家族とともに暮らすことができない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れ、豊かな愛情と家庭的な雰囲気の中で育てていく方をいいます。県には平成二十一年八月末現在、百三十五世帯の里親が登録されており、そのうち七十四世帯の里親が県からの委託を受けて、子どもを育てています。

里親になるには
里親になるには、まず、お近くの児童相談所にご連絡ください。担当の職員が里親制度について説明します。次に申込書を提出し、児童相談所は申し込みを受けると里親希望者の家庭調査を行います。里親希望者は必要に応じて里親研修を受けることとなります。その後、県社会福祉審議会はその里親希望者が里親として適格性があるかどうかを審議し、適格と認められれば里親として認定されます。

里親になるには

- 1 申込窓口 里親を希望する方は、お近くの児童相談所に申し込みます。
- 2 調査 児童相談所の職員が家庭訪問、面接をして家庭状況や里親に関する希望条件について調査します。
- 3 研修 養育里親及び専門里親を希望する方は、基礎研修・認定前研修を受講します。
- 4 審査 調査・研修が終わると、県社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)が里親申込者の里親としての適格性について審査します。(審議会は年2回開催)
- 5 登録 審議会の意見に基づき、知事が適当と認めた方が里親として登録されます。
- 6 委託 児童相談所では、登録された里親家庭と連絡をとりながら、希望条件、生活環境、児童の適性などを考慮し、里親への委託を進めます。

この子たちに
家庭の愛をください

十月は「里親を求める運動」月間です。里親制度は、さまざまな事情により、家族と暮らすことができない子どもたちを里親の家庭に迎え入れ、豊かな愛情と家庭的な雰囲気の中で育てていこうという制度です。県は、子どもたちの健やかな成長のために協力していただける里親を募集しています。